

最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準の改正 及び公表について【建設工事】

天草市が発注する建設工事における最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準を、以下のとおり改正し公表することとしましたのでお知らせします。

■主な改正点

<最低制限価格制度>

- 「最低制限基準価格」の算定方法における「機器費等を含む建設工事」の算定方法を廃止し、最低制限基準価格を算出する算入率を公表

<低入札価格調査制度>

- 「低入札価格調査基準価格」及び「失格判断基準価格」における「機器費等を含む建設工事」の算定方法を廃止し、「低入札価格調査基準価格」を算出する算入率を公表

■改正内容

【最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格】

【改正前】

■機器費を含まない建設工事
(①～④の合計)

- ①直接工事費 × ●%
- ②共通仮設費 × ●%
- ③現場管理費 × ●%
- ④一般管理費 × ●%

■機器費等を含む建設工事
(①～⑤の合計)

- ①機器費 × ●%
- ②(直接工事費－機器費) × ●%
- ③共通仮設費 × ●%
- ④現場管理費 × ●%
- ⑤一般管理費 × ●%

※●%は「市長が定める係数」



【改正後】

■全ての建設工事
(①～④の合計)

- ①直接工事費 × 97%
- ②共通仮設費 × 90%
- ③現場管理費 × 90%
- ④一般管理費 × 68%

~~■機器費等を含む建設工事
(①～⑤の合計)~~

- ~~①機器費 × ●%~~
- ~~②(直接工事費－機器費) × ●%~~
- ~~③共通仮設費 × ●%~~
- ~~④現場管理費 × ●%~~
- ~~⑤一般管理費 × ●%~~

※「機器費等を含む建設工事」の算定方法を廃止。

【最低制限基準価格及び低入札価格調査基準価格の上限及び下限】

区 分	上 限	下 限
全ての建設工事	予定価格の10分の9.2	予定価格の10分の7.5

【最低制限価格】

上記の式により算出した最低制限基準価格に、一定の範囲で無作為に発生させた係数（ランダム係数X）を乗じて得た額となります。（ $1.00000 \leq X \leq 1.01000$ ※0.00001刻み）

■適用時期

令和6年6月1日以降に入札公告及び指名競争入札通知を行う入札から適用します。